一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

一般財団法人茨城県交通安全協会

2　主たる事務所の所在地

茨城県水戸市東野町二百六十番地

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

一般財団法人茨城県交通安全協会

2　主たる事務所の所在地

茨城県水戸市東野町二百六十番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称

一般財団法人茨城県交通安全協会

2　主たる事務所の所在地

茨城県水戸市東野町二百六十番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習

1　名称

一般財団法人茨城県交通安全協会

2　主たる事務所の所在地

茨城県水戸市東野町二百六十番地

3　講習の種類

基礎講習

○海上保安庁告示第百二十二号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成二十五年六月三日

海上保安庁長官　北村　隆志

備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海域	期間	船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分四・八秒東経一三三度四三分一〇・二秒 二　北緯三四度二〇分五七・六秒東経一三三度四三分一三・三秒 三　北緯三四度二〇分五〇・五秒東経一三三度四三分一六・五秒 四　北緯三四度二〇分四七・三秒東経一三三度四三分六秒 五　北緯三四度二〇分四四・一秒東経一三三度四二分五五・六秒 六　北緯三四度二〇分五一・四秒東経一三三度四二分五三・一秒 七　北緯三四度二〇分五八・六秒東経一三三度四二分四九・九秒 八　北緯三四度二一分一・七秒東経一三三度四三分	平成二十五年七月一日から同年八月八日まで	上欄に掲げる海域におけるしゅんせつ工事に従事する船舶以外の船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度二一分二秒東経一三三度四三分一一・四秒 二　北緯三四度二〇分五七・六秒東経一三三度四三分一三・三秒 三　北緯三四度二〇分五〇・五秒東経一三三度四三分一六・五秒 四　北緯三四度二〇分四七・三秒東経一三三度四三分六秒 五　北緯三四度二〇分四四・一秒東経一三三度四二分五五・六秒 六　北緯三四度二〇分五一・四秒東経一三三度四二分五三・一秒 七　北緯三四度二〇分五五・八秒東経一三三度四二分五一・一秒 八　北緯三四度二〇分五八・九秒東経一三三度四三分一・二秒	平成二十五年八月九日から同年九月三十日まで	

国会事項

衆議院

質問書提出

五月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＭＭＲワクチン薬害事件における因果関係の判断と安全対策に関する質問主意書（阿部知子提出）

禁煙タクシーとハイヤーに関する再質問主意書（阿部知子提出）

議事日程

五月三十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十二号

平成二十五年五月三十一日（金曜日）

午後一時開議

第一　食品表示法案（内閣提出）

第二　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

第三　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（内閣提出）

第五　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（内閣提出）

第六　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

五月三十日衆議院から次の議案が送付された。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗外六名提出）（衆第二二号）

地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人外四名提出）（衆第二三号）